

=====  
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2025/12/08 号 (No. 668)  
=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、改正特許審査指南を公式解説 2026 年 1 月施行へ(国家知識産権網 2025 年 12 月 4 日)
2. 知的財産の保護で 22 項目の措置 民間企業のイノベーションを後押し(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 2 日)
3. 上海市、ビジネス環境条例を 4 度目の改正 知財保護強化や悪意訴訟防止を明記(中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 28 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、過去 5 年の知財政策成果を公表 「十五五」知財計画でさらなる高度化へ(中国保護知識産権網 2025 年 12 月 2 日)
2. 国家知識産権局と青海省、知財強省づくり向け協力強化(国家知識産権網 2025 年 11 月 26 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京で AI 特許出願の実務研修会 審査基準の最新動向を解説(国家知識産権網 2025 年 12 月 1 日)

【華東地域】

2. 江西、特許が 20% 超の増加 全国減少傾向の中で強いイノベーション力示す(中国保護知識産権網 2025 年 11 月 28 日)
3. 浦東新区、科創板向け知財支援を強化 オープンソース知財ガイドラインを公表(中国保護知識産権網 2025 年 11 月 28 日)
4. 知財侵害に「信用規制」適用 安徽省で初の重大違法者登録(中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 27 日)

【その他地域】

5. 重慶、知財保護合同会議を開催 重点施策などを協議(中国保護知識産権網 2025 年 11 月 26 日)

○ 司法関連の動き

1. 短編動画の販売実績を侵害規模に認定 種苗知財保護で厳格判断(中国知識産権資訊網 2025 年 12 月 1 日)
2. 山東省の裁判所、知財司法で技術革新を後押し 技術関連事件が年 20% 超の伸び(中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 28 日)

3. 南京中級法院、知財保護の典型 5 事例を公表 IKEA 事件で未登録周知商標性を認定(南京市中級人民法院 Wechat 公式アカウント 2025 年 11 月 26 日)
4. ルイ・ヴィトン訴訟、原料が正規品でも中古バッグ再生が商標侵害と判決(中国知識産権資訊網 2025 年 11 月 26 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家市場監督管理総局、ライブコマース分野の典型事例を公表(国家市場監管総局公式サイト 2025 年 12 月 1 日)

【華東地域】

2. 知財犯罪に「ゼロ・トランス」 济南市公安が集中的摘発(中国保護知識産権網 2025 年 11 月 28 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 人型ロボット特許で中国が米日を逆転 江蘇省で報告書発表(江蘇省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025 年 11 月 28 日)

○ 統計関連

1. 中国の有効特許が 500 万件突破 重点分野で高価値特許の蓄積が加速(中国政府網 2025 年 11 月 30 日)

○ その他知財関連

1. 標準必須特許大会、北京で開催 5G 時代の課題と国際ガバナンスを議論(中国知識産権資訊網 2025 年 12 月 4 日)
2. 専利代理業界の規範強化へ 警示教育大会を北京で開催(中国知識産権資訊網 2025 年 12 月 3 日)

---

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含みます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、改正特許審査指南を公式解説 2026 年 1 月施行へ★★★

中国国家知識産権局 (CNIPA) は 11 月 10 日、改正「特許審査指南」を正式に公布した。これを受け、同局は 12 月 4 日、今回の改正の背景や基本方針、具体的な改正内容について公式解説を発表し、社会に向けて理解の促進と円滑な活用を呼びかけた。新たな審査指南は 2026 年 1 月 1 日から施行さ

れる。

今回の改正は七つの項目にわたる。全体の改正方針に加え、人工知能（AI）分野に関する特許出願の審査基準、ビットストリーム関連特許の審査基準、生物育種分野の特許審査基準がそれぞれ見直された。

さらに、発明の実体審査に関する一般規定、復審および無効審判の審査規定、ならびに方式審査や事務手続きに関する規定についても改正が行われた。

国家知識産権局は、今回の改正について、新技術分野の急速な発展に対応し、特許審査の科学性と一貫性を高める狙いがあるとしている。

（出典：国家知識産権網 2025年12月4日）

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/4/art\\_66\\_202935.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/4/art_66_202935.html)

### ★★★2. 知的財産の保護で22項目の措置 民間企業のイノベーションを後押し★★★

世界知的所有権機関（WIPO）が公表した「2025年グローバル・イノベーション・インデックス」で、中国は初めて世界トップ10に入った。こうした成果を背景に、民間企業がいかに知的財産制度を活用して競争力を高めるかが注目されている。11月28日、国家知識産権局（CNIPA）は定例記者会見において、新たに公布した「知的財産による民営経済発展促進のための実施弁法」について概要を説明した。

技術革新を押し上げる重要な手である民間企業の活力は経済の転換・高度化を支える主要な原動力となっている。データによれば、国家级「専精特新（専業化・精密化・特色化・革新性）」の「小巨人」企業のうち民間企業は80%超を占め、国家级のハイテク企業では90%以上が民間企業である。今回の「実施弁法」は、こうした企業群の制度的ニーズに応えるものと位置づけられている。

同弁法は、知的財産の創造・保護・運用・サービスの各段階にわたり体系的な支援策を盛り込み、知的財産環境の最適化、民間経済組織の正当な権益の保護、公平競争の市場秩序の維持を目的としている。

近年、中国における知的財産全体の底上げは、民間企業の革新力を支える基盤となっている。6月末時点で、国内の「高価値特許」保有件数は人口1万人当たり15.3件に達した。現在、特許集約型産業の付加価値は国内総生産の13.04%を占め、知的財産使用料の年間の輸出入額は約4000億元（1元は約22.0円）に迫る規模となっている。

（出典：中国保護知識産権網 2025年12月2日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202512/1994110.html>

### ★★★3. 上海市、ビジネス環境条例を4度目の改正 知財保護強化や悪意訴訟防止を明記★★★

上海市人民代表大会常務委員会は11月26日、市第16期人大常務委員会第25回会議において「上海市ビジネス環境最適化条例」改正決定を可決した。改正条例は2026年1月1日から施行される。

同条例は2020年の公布・施行以来、今回で4度目の改正となる。今回の修正では、高水準の対外開放の拡大、イノベーション活力の強化、市場競争秩序の維持、企業向けサービス効率の向上、法治

政府整備の推進などを中心に規定の補充・調整が行われた。

また、新たに改正された「反不正当競争法」「中小企業支払保障条例」など上位法の施行に合わせ、上海が実践してきたオンラインビジネス環境の改善、知的財産の保護・活用、悪意ある企業登録抹消の防止メカニズムの構築といった取り組みも反映され、多くの条文が追加された。

例えば、第22条には新たに第5項が追加され、「知的財産、市場監督管理、公安、司法行政などの部門、および裁判所、検察院は協力を強化し、知的財産に関する悪意訴訟を抑止し、企業の上場や資金調達など通常の経営活動を法に基づき保護する。商標の悪意ある先取りや悪意ストックなどの違法行為を取り締まる」と明確に定められた。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年11月28日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202511/1994083.html>

## ○ 中央政府の動き

### ★★★1. 国家知識産権局、過去5年の知財政策成果を公表 「十五五」知財計画でさらなる高度化へ★★★

国家知識産権局（CNIPA）はこのほど、定例記者会見を開き、過去5年間における中国の知的財産政策の主要成果と「十五五」知財計画の策定作業の進捗状況を紹介した。

同局報道官の衡付広氏によると、2020年以降、中国の知的財産管理機関はトップレベル設計、制度改革、法整備、全チェーンにわたる保護、運用サービス、国際協力の6つの分野で大きな進展を遂げたという。特許集約型産業の付加価値は対GDP比13.04%まで上昇し、知財保護に対する社会的満足度も2020年の80.05から2024年には82.36へと改善した。衡氏は、知的財産が経済・社会の高品質な発展を支える重要な役割を一層明確に示したと述べた。

また、国家知識産権局は現在、関係部門とともに2026年から2030年までの「十五五」知財計画の策定作業を進めている。戦略規画司の梁心新司長は、計画策定では「四つの焦点」（高品質発展・イノベーション発展・経済建設・高度な対外開放）を中心に据え、知財政策の高度化を図る方針を示した。今後は国全体の「十五五」規画綱要との整合性を確保しつつ、高い水準で知財分野の「十五五」計画を取りまとめていくという。

(出典：中国保護知識産権網 2025年12月2日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202512/1994108.html>

### ★★★2. 国家知識産権局と青海省、知財強省づくり向け協力強化★★★

11月25日、国家知識産権局（CNIPA）と青海省人民政府は、西寧市において「高原グリーン生態・高品質発展を支える知的財産強省づくり推進大会」を開催した。青海省委員会の呉曉軍書記と国家知識産権局の申長雨局長が出席し、演説した。会議では、青海省の知的財産権に関するこれまでの取り組みと、知財強省の共同整備に向けた主要課題が紹介された。

会議はテレビ会議方式で開催された。会議の方針によれば、双方は生態文明高地の整備や重点産業群の育成に焦点を当て、知的財産ガバナンス能力の向上、知的財産の創造・保護・活用の効果向上な

どの重点任務を推進する方針である。高原地域ならではの特色と生態保全を基調としつつ、革新性を備えた現代的な知的財産体系の構築を目指すとしている。

会議では、政府、大学、企業の関係者がそれぞれの立場から取り組み状況や提言を共有し、意見交換を行った。

(出典：国家知識産権網 2025年11月26日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/26/art\\_53\\_202725.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/26/art_53_202725.html)

## ○ 地方政府の動き

### 【華北地域】

#### ★★★1. 北京でAI特許出願の実務研修会 審査基準の最新動向を解説★★★

北京市でこのほど、人工知能（AI）分野の特許出願に関する研修・意見交換会が開催された。AI関連企業が特許実務で直面する課題に焦点を当て、専門家による講義と企業との討議を組み合わせた形式で行われ、十数社のAI関連企業が参加した。

研修会では、AI分野の特許出願における主要な論点を取り上げ、「特許審査指南」におけるAI関連規定の最新改訂内容や、「AI関連特許出願ガイドライン」について専門家が詳しく解説した。さらに、典型的な事例を交えながら、AI発明における特許適格性（客体認定）、進歩性の判断基準、明細書において開示不十分と評価されやすいポイントなど、審査で重視される要点について丁寧な説明が行われた。後半の質疑応答では、企業側が特許審査や特許予備審査の手続きで抱える具体的な疑問に対し、専門家が個別に助言した。

北京市知的財産権保護センターは今年に入り、AI分野を対象とする特許予備審査サービスの推進に力を入れており、企業へのヒアリングを通じて実務ニーズの把握を進めてきた。今回の研修会は、こうした調査結果を踏まえて実施されたもので、AI企業の特許戦略の構築や知的財産リスク管理能力の向上に資することが期待されている。

(出典：国家知識産権網 2025年12月1日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/1/art\\_57\\_202839.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/1/art_57_202839.html)

### 【華東地域】

#### ★★★2. 江西、特許が20%超の増加 全国減少傾向の中で強いイノベーション力示す★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）が公表した1～9月の特許関連データによると、江西省の特許登録件数が引き続き増加し、前年同期比20%超の伸びを記録した。全国全体では特許登録件数が減少傾向にある中、際立った成長ぶりとなっている。

同期間における江西省の特許、実用新案、意匠の総登録件数は3万5769件。このうち、特許は9101件で、全体の約25%を占めた。特許の増加率が20.46%に達したことは、省内の技術革新力の強さと産業発展の底力を示すものとみられる。

イノベーションの担い手を見ると、企業が圧倒的な主力である構図が明確だ。9月末時点で、省内の有効特許は合計5万5836件に達し、そのうち企業が持つ特許が4万187件と71.97%を占める。

大学が1万819件、研究機関が2589件を保有し、基礎研究・応用研究を支える重要な役割を果たしている。

国際展開の状況を見ると、1~9月のPCT国際特許出願件数は144件で、89の機関・企業が申請した。このうち企業による出願が113件と約8割を占め、国際的な知財保護の活用意識が高まっていることが分かる。先進地域に比べると総数はまだ少ないものの、企業を中心とした国際競争力の強化が着実に進んでいる。

(出典：中国保護知識産権網 2025年11月28日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/z1/202511/1994089.html>

### ★★★3. 浦東新区、科創板向け知財支援を強化 オープンソース知財ガイドラインを公表★★★

上海市浦東新区知識産権局が主催する「2025年浦東新区科創板知的財産サービス大会」が11月27日、上海・浦東で開かれた。科創板は、先端技術分野の成長企業を対象とする上海のハイテク企業向け株式市場であり、会合では同市場への上場を目指す企業を支援する新たな知的財産施策が相次いで打ち出された。

この日は、初の海外知的財産協力機関リストの構築、第4次浦東新区重点商標保護企業名簿の公表に加え、「オープンソースソフトウェアの知的財産権保護およびリスク対策ガイドライン」が発表された。同指針は、企業が社内でオープンソースの管理体制を整備し、知的財産リスクや法的紛争を回避するための具体的実務を示す内容である。

科創板の最新の上場基準の適用範囲は、従来のバイオ医薬品に加え、人工知能、商業宇宙、低空経済などの先端分野へと拡大している。研究開発がオープンソースに依存する企業が増える中、適正な利用と貢献を促す狙いがある。

また、複数地域の知的財産保護センターが、地域横断による迅速な協力体制構築に向けた協力協定に調印した。浦東新区は今後、科創板上場を目指す企業向けの知的財産サービスを一層強化し、オープンソース利用者と開発者に対し、明確なリスク判断基準とコンプライアンス支援を充実させる方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2025年11月28日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202511/1994075.html>

### ★★★4. 知財侵害に「信用規制」適用 安徽省で初の重大違法者登録★★★

安徽省明光市の市場監督管理局（知識産権局）はこのほど、故意に知的財産権を侵害し、すでに実刑判決を受けた当事者1人について、法に基づき「重大な違法・信用失墜者リスト」に登録し、決定書の送達および受領手続きを完了した。これは、信用監督を中心とした同市の知的財産権保護体制が本格的に機能し始めたことを示す動きであり、ビジネス環境の改善に向けた大きな一歩となる。

知的財産権の保護は、イノベーションを支える「生命線」であり、信用監督はその生命線を支える重要な仕組みである。今回の措置は、同市で初めて知的財産分野において「重大な違法・信用失墜者リスト」への登録が適用された事例であり、権利保護と信用規制の深い融合と高い連動性を実現した。

明光市の市場監督管理局（知識産権局）は、事案の確認、適用要件の審査、当事者への告知、最終決定、結果の通知に至るまで、すべての手続きを法定の流れに沿って厳格に進めた。各段階が緊密に連携することで、司法と行政が一体となって対応する体制が形成され、侵害者に対する厳正な処分とともに、知的財産権侵害を断固として取り締まる強い姿勢を市場に示した。

（出典：中国知識産権資訊網 2025年11月27日）

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=144570](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144570)

### 【その他地域】

#### ★★★5. 重慶、知財保護合同会議を開催 重点施策などを協議★★★

重慶市はこのほど、2025年度の知的財産保護部門合同会議を開催した。会議には、会議の召集人を務める市知識産権局の何大偉局長が出席し、18の構成機関および市レベルの関係部門の担当者が参加した。

会議では、昨年の知的財産保護に関する業務評価結果が報告され、今年の市全体の知財関連施策の進捗が分析・総括された。また、今年の知的財産保護活動に関する評価項目および次の重点課題について協議が行われた。重慶市の市委員会宣伝部、文化観光委員会、公安局、市場監督局、高級人民法院、検察院の6部門が、それぞれの活動状況を説明したほか、その他の参加部門も実務経験を共有した。

今後、重慶市は合同会議の統括・調整機能を一層発揮し、第15次五か年計画期間における知的財産保護・活用計画を体系的に策定するとともに、知財分野における重要課題を定期的に検討・解決し、市全体で知財戦略を推進する体制づくりを進める方針である。

（出典：中国保護知識産権網 2025年11月26日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/cq/202511/1994031.html>

### ○ 司法関連の動き

#### ★★★1. 短編動画の販売実績を侵害規模に認定 種苗知財保護で厳格判断★★★

山東省高級人民法院がこのほど公表した大豆の植物新品種権侵害事件が関心を集めている。短編動画プラットフォーム上で侵害種子を宣伝・販売していた行為について、動画内で示された販売実績を侵害規模の認定根拠とし、被告に計31万元（1元は約22.0円）の賠償を命じた。

判決によると、青島市の農産品専門店と経営者の耿氏は、品種権者の許諾を得ずに、「齊黃34」大豆種子を抖音や微信などで宣伝し、販売していた。複数の動画では、累計販売量が310トンに達したと自ら公表していた。

青島市中級人民法院は、この動画内の販売実績を侵害規模の重要な証拠と認定し、500グラム当たりの利益を1.14元として計算した結果、侵害による不正利益は30万元を超えると判断した。これにより、権利者側が請求した30万元の損害賠償金の全額支払いを認める判決を下した。さらに、訴訟に要した合理的な費用1万元の支払いも命じた。

本件は、ソーシャルメディア上の動画などのネット証拠による侵害規模の立証、算定された侵害利

益に基づく全額賠償の承認という点で、品種権保護を強化する司法の姿勢を示した。同時に、市場参加者に対し、正当な権利取得の重要性を改めて認識させる警告的な事例となった。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年12月1日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=144606](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144606)

### ★★★2. 山東省の裁判所、知財司法で技術革新を後押し 技術関連事件が年20%超の伸び★★★

山東省高級人民法院は11月25日、知的財産訴訟を通じた科技イノベーション支援や新質生産力の発展に関する成果を発表した。発表によると、2020年以降、省内の裁判所が審理を終えた技術関連事件は累計7734件に上り、年平均20%以上の伸びを示した。このうち14件が最高人民法院の指導性ケースや全国トップクラスの知財事件に選ばれた。

省高級法院の呂濤副院长は、知財保護とイノベーション促進を強化するため、「司法による科技イノベーション支援の10項目措置」を打ち出したと説明した。科学技術成果や研究主体の保護、イノベーションのための法制度・市場環境整備などの4分野で、具体的な取組を進めているという。さらに、济南と青島の知財法廷の専門性向上を図り、技術関連事件の審理効率と質の改善を進めた結果、両法廷では2020年以降、新規受理事件7277件、結審7100件となり、年平均13.7%の増加を記録した。

呂副院长は今後、人工知能や先端機器、次世代情報技術など「十強産業」に位置付けられる重点分野に加え、農業や漢方医薬分野の研究開発成果についても司法保護を強化する方針を示した。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年11月28日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=144600](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144600)

### ★★★3. 南京中級法院、知財保護の典型5事例を公表 IKEA事件で未登録周知商標性を認定★★★

南京市中級人民法院はこのほど、外国・香港・マカオ・台湾関連案件およびハイテク分野における知的財産権保護の典型事例5件を公表した。営業秘密、バイオ医薬、標準必須特許(SEP)など先端技術分野を幅広く網羅し、裁判基準の明確化を通じて、企業の技術革新と知的財産コンプライアンスに対する司法上の指針を示した。

中でも大きな注目を集めたのが、国際的家具ブランド「宜家(IKEA)」を巡る商標権侵害および不正競争訴訟である。権利者であるインターイケア・グループは、中国において「宜家」商標を登録していたが、更新手続を行わなかったため権利が一時的に失効した。その再登録までの空白期間中、中国国内の家具企業が「瑞麗宜家」などの名称を用いて営業活動を展開したことから、イケア側が提訴に踏み切った。

裁判所は、商標登録の有無にかかわらず、「宜家」ブランドが長年にわたり中国市場で極めて高い知名度を有してきた事実を重視した。その上で、「宜家」は未登録期間中であっても周知商標として法的保護を受けるに値すると認定し、被告による類似標識の使用は消費者に混同を生じさせる商標権侵害に該当すると判断した。さらに、企業名称への使用については不正競争行為に当たるとし、侵害行為の差し止めとともに、被告に150万元(1元は約22.0円)の損害賠償の支払いを命じた。

本判決は、商標登録の失効期間が直ちに法的保護の空白期間となるわけではないことを明確に示した点で重要な意義を持つ。市場で確立されたブランド価値は、たとえ未登録であっても厳格に保護され、いわゆる「便乗行為」は断じて許されないという司法の明確な姿勢を示したものだ。

今回公表された他の事例には、技術秘密の侵害、標準必須特許（SEP）のライセンス条件を巡る紛争、さらには悪意のある訴訟行為への対応なども含まれている。南京市中級人民法院は、国内外の企業を平等に保護し、厳格な司法判断を通じてハイテク産業の健全な発展を強力に後押ししていく方針を明らかにした。

（出典：南京市中級人民法院 Wechat 公式アカウント 2025年11月26日）

<https://mp.weixin.qq.com/s/F9W1pdqGkAKut-Daft61WQ>

#### ★★★4. ルイ・ヴィトン訴訟、原料が正規品でも中古バッグ再生が商標侵害と判決★★★

浙江省杭州市中級人民法院はこのほど、仏高級ブランド「ルイ・ヴィトン（LV）」が深セン市のある企業を相手取り提起した商標侵害・不正競争行為訴訟の一審判決を言い渡した。裁判所は、たとえ原料が正規品の中古バッグであっても、無断で同社の商標を使用することは侵害に当たると認定した。判決はすでに確定している。

裁判所の認定によると、被告企業は回収した中古 LV バッグを裁断し、その皮革を素材として新たなバッグを製造していた。製品には、同社の登録商標である四つ葉風の花模様や「LV」モノグラムと同一もしくは類似する標章・デザインが施されていた。

これに対し被告側は、環境保護を目的とした素材の再利用である点を強調し、自社の商標も併記していたと主張。LV のモチーフは装飾であり、商標として使用したものではないと反論した。

しかし裁判所は、裁断された皮革の原料が真正品かどうかを鑑定することは事実上不可能であると指摘した。そのうえで、たとえ素材が正規品に由来するとしても、製品に施された模様が LV の明確な識別標識として認識される以上、それは商標としての使用に該当すると判断した。

また、被告が「中古高級バッグの再生」を宣伝文句に用いていた点について、LV ブランドが有する信用と名声を不当に利用し、消費者の注目を集めようとする意図があったと認定した。この行為は、単なる中古素材の合理的利用の範囲を超えており、不正競争行為にも当たるとした。

（出典：中国知識産権資訊網 2025年11月26日）

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=144556](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144556)

#### ○ ニセモノ、権利侵害問題

##### 【中央政府】

#### ★★★1. 国家市場監督管理総局、ライブコマース分野の典型事例を公表★★★

国家市場監督管理総局（SAMR）は28日、ライブコマース分野で摘発した一連の典型的な違法事例を公表した。虚偽の宣伝や商標侵害をはじめ、食品、保健品、化粧品、衣料・アクセサリーなど幅広い商品分野に不正行為が及んでおり、監督体制の一層の強化が必要であると指摘した。

公表された事例によると、近年のライブコマースでは、登録商標の専用権を侵害する行為が相次い

でいる。商品包装や配信映像において、有名ブランドと酷似した商標や図案、宣伝表現を用い、消費者に誤認を与えるケースが後を絶たない。

その一例として、有名ブランドの登録商標と外観が酷似した靴の製造を依頼し、複数のライブ配信プラットフォームを通じて販売していた浙江省の E コマース企業に対し、寧波市市場監管局は違法行為の停止を命じ、侵害商品を没収したうえで、102.3 万元（1 元は約 22.0 円）の行政処分を科した。

さらに、ライブ配信を通じて知的財産侵害を助長する「誘導行為」も深刻な問題となっている。2024 年 1 月、偽造ブランド時計を販売するグループが配信者に接触し、配信中に偽造品販売用の微信アカウントへ視聴者を誘導する契約を結んだ。配信者は報酬を受け取る見返りに、有名腕時計の映像を編集して繰り返し配信したほか、コメント欄やファングループを通じてアカウント情報を拡散し、視聴者に追加を促していた。これが偽造品の販路拡大に加担したと判断され、今年 8 月、重慶市璧山区市場監管局は当該配信者に対し、侵害行為の即時停止命令と 10.05 万元の行政処分を科した。

国家市場監督管理総局は、今回の事例公表を通じ、ライブコマース分野における違法行為の抑止を図るとともに、消費者保護と知的財産権保護の徹底を進める方針である。

（出典：国家市場監管総局公式サイト 2025 年 12 月 1 日）

[https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art\\_9b93aef3e869478a922e45b7816ccf46.html](https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2025/art_9b93aef3e869478a922e45b7816ccf46.html)

### 【華東地域】

#### ★★★2. 知財犯罪に「ゼロ・トレランス」 濟南市公安が集中的摘発★★★

山東省濟南市の公安当局はこのほど、今年における知的財産権侵害事件の取り締まり状況を公表した。これによれば、これまでに 65 件の事件を立件し、関係者 223 人を検挙した。偽造品の製造・販売、商標権侵害、営業秘密の不正取得など悪質な事件の解決を相次いで実現し、事業環境の安全確保において重要な成果を挙げている。

濟南市公安局は、「専門化・制度化・ビッグデータ解析の融合」を軸とした新しい警務運営モデルを推進し、「崑崙」をはじめとする重点取締り活動を継続的に展開している。これにより、知財侵害リスクの早期発見と部門横断的な連携による未然防止と総合的な是正を両輪とする高効率な保護体制の構築を目指す。

同局は知財侵害犯罪に対し「容認なし」を原則とし、法に基づく厳格な取り締まりを徹底している。特に今年は、深刻な犯罪に重点を置いた対策を実施し、侵害行為や偽装行為に対して全過程にわたる集中的な取り締まりを実施した。その結果、一連の重要事件の解決を通じて、企業の経済的損失は累計 2 億元（1 元は約 22.0 円）以上の回復・防止につながったという。

また近年では、新素材や先端装置、技術情報・経営情報などの核心資産を狙う営業秘密侵害事件を 10 件摘発し、被害拡大の防止に迅速に対処した。同局は今後も、高新技術企業の中核的競争力を守るため、知的財産権保護に全力で取り組んでいく方針である。

（出典：中国保護知識産権網 2025 年 11 月 28 日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sd/202511/1994077.html>

## ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

### ★★★1. 人型ロボット特許で中国が米日を逆転 江蘇省で報告書発表★★★

11月27日、2025世界スマート製造大会において「世界人型ロボット産業特許ナビゲーション報告書」が正式に発表された。中国が特許数で米国と日本を逆転した実態が明らかになった。

同報告書は江蘇省知識産権局や中国特許保護協会などが共同で作成した。それによると、世界の人型ロボット産業は急速な成長期に入っており、今後10年間で市場規模が爆発的に拡大する見通しである。特許動向では、特許出願数は2021年以降急増し、年間3000件に達している。従来は日本企業が技術優位を保っていたが、中国企業が集団的な突破を遂げ、特許数で逆転した。

地域別では、広東省は優必選(UBTECH)や小鵬汽車、比亜迪(BYD)などの主力企業が集積し、産業をリードしている。北京、上海、江蘇、浙江は実力のある第二グループを構成し、産業革新の核心的な担い手となっている。各省の特許出願件数では、広東省が3369件で首位となり、北京が1978件、上海が1672件でこれに続く。江蘇省は1447件で全国4位である。

一方、海外特許の展開も加速しており、北米、欧州、日本、韓国が主な競争地域となっている。ただし、報告書は海外での特許訴訟リスクがすでに顕在化しつつあると指摘し、国内企業に対し、海外進出に際しては、知的財産リスクの早期警戒体制の構築と、計画的な海外特許の出願・配置が不可欠であると提言している。

(出典：江蘇省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2025年11月28日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/MTItM106gC0qHRGE0RBkRQ>

## ○ 統計関連

### ★★★1. 中国の有効特許が500万件突破 重点分野で高価値特許の蓄積が加速★★★

国家知識産権局(CNIPA)が公表した最新データによると、中国国内の有効特許件数が世界で初めて500万件を突破した。PCT国際出願件数は6年連続で世界首位を維持している。さらに、世界の上位5000ブランドにおける中国ブランドの総価値は1兆8100億ドルに達し、世界第2位の規模を占めるに至った。地理的表示(GI)保護製品の直接産出額も9700億元(1元は約22.0円)に迫っており、知的財産の価値創造力が顕著に高まっている。

2025年6月末現在、人口1万人当たりの高価値発明特許保有件数は15.3件に達し、第14次五カ年計画で設定された目標を前倒しで達成した。戦略的新興産業分野における有効特許は140万件を超え、中でも人工知能(AI)、先端製造、集積回路、バイオ医薬、新エネルギーなどの重点分野では質の高い特許の蓄積が進み、「量から質への転換」が着実に進展している。

こうした知的財産の効果的な活用は経済全体にも貢献しており、特許集約産業のGDPに占める割合は13%を超え、著作権産業も約7.5%を占める。世界知的所有権機関(WIPO)の「2025年グローバル・イノベーション・インデックス」では、中国が10位に上昇し、初めてトップ10入りを果たした。また、世界のトップ100科学技術クラスターのうち24カ所を中国が占め、3年連続で最多となっている。

(出典：中国政府網 2025年11月30日)

[https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202511/content\\_7049889.htm](https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202511/content_7049889.htm)

○ その他知財関連

★★★1. 標準必須特許大会、北京で開催 5G時代の課題と国際ガバナンスを議論★★★

中国通信標準化協会が主催する「イノベーション・融合・ガバナンス」標準必須特許(SEP)大会が北京で開催された。大会は、SEPに関する先端的課題を議論するとともに、科学技術成果の実用化を加速し、企業の高品質な発展を後押しすることを目的としている。

会議では、5G時代におけるSEPをめぐるグローバルな紛争やライセンス実務上の難題が分析され、出席者の関心を集めた。参加者からは、SEP制度の強化は、中国の産業がグローバル価値チェーンの高付加価値領域へ進むための不可欠な条件であり、企業のイノベーションをより一層強化し、「技術・特許・標準」の連動的な発展を促す必要があるとの意見が示された。また、国際的な知的財産ガバナンスへ積極的に参画し、開放的・公正・非差別的な国際ビジネス環境の構築に中国として貢献すべきだとの声も上がった。

中国情報通信研究院の知的財産・イノベーション発展センターは会議で二つの報告書を発表した。「情報通信産業および応用の標準必須特許調査報告書」では、モバイル端末、動画配信、スマートコネクテッドカー、IoT(モノのインターネット)という四つの分野における50社の標準必須特許の活用状況を詳細に分析し、特許ポートフォリオと産業発展の密接な関係を明らかにしている。また、「映像符号化・復号化分野の標準必須特許および標準提案研究報告書(2025年)」は、この分野における世界的な競争構造を体系的に整理し、政策立案や産業戦略に資する知見を提供する内容となっている。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年12月4日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=144636](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144636)

★★★2. 専利代理業界の規範強化へ 警示教育大会を北京で開催★★★

知的財産代理業界の不正防止に向けた集中対策を一層推進するため、11月28日、中華全国専利代理師協会(ACPAA)は北京で警示教育大会を開催した。

会議では、知的財産代理業界の特別は正行動が持つ重要性と緊迫性を深く認識し、業界全体で共通認識を持ち、責任を明確にした上で、改善策の着実な実施を図る必要性が強調された。また、職業倫理と業務規律の一層の強化により、適正な業務遂行の基盤を固めること、さらに、業界団体による自律的な管理と行政による監督を連携させ、健全な業界環境を整えていくべきだとした。

会議では、国家知識産権局の知的財産運用促進司の担当者が特別は正行動の具体的な取組について説明し、典型事例を用いた警示教育を行った。また、協会自律委員会の担当者が「専利代理職業倫理および業務規律規範」の要点を紹介した。会議には、対面とオンラインを合わせて、全国から2100超の代理機関の責任者が参加した。

(出典：中国知識産権資訊網 2025年12月3日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=144624](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=144624)

---

**【配信停止】**

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

**【新規登録・配信先変更】**

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn\\_beijing/mail.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html)

**【バックナンバー】**

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

**【ご感想・お問い合わせ】**

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : [pcb-ip@jetro.go.jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

**【著作権】**

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

**【免責】**

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

**【発行】**

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved